

①軽課

▶平成27年4月1日～平成28年3月31日に取得した三輪・四輪軽自動車(新車に限る)で、排出ガス性能と燃費性能の優れた環境負荷の小さいものが対象です。詳しくは下の表をご参照ください。

▶軽減措置が受けられるのは平成28年度だけです。29年度以降は改正後の新税額(右ページ表2)が適用されます。

軽課対象と税額

| 区分   |    |     | 税額     |        |        |
|------|----|-----|--------|--------|--------|
|      |    |     | A      | B      | C      |
| 軽自動車 | 三輪 |     | 1,000円 | 2,600円 | 3,000円 |
|      |    | 乗用  | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
|      | 四輪 | 乗用  | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
|      |    | 貨物  | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |
|      |    | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |

A 電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)

B 乗用/★★★★かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用/★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

C 乗用/★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用/★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※★★★★は平成17年度排出ガス基準75%低減達成を意味します。

※BとCは、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。下の自動車検査証の例を参考に、お手元の検査証でご確認ください。



燃費基準達成車ステッカーの例

②重課

▶新車新規登録から13年を経過した車両が対象です。

▶新車新規登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。下の自動車検査証の例を参考に、お手元の検査証でご確認ください

重課開始年度

| 初度検査年月           | 重課開始年度  |
|------------------|---------|
| 平成14年            | 平成28年度～ |
| 平成15年            | 平成29年度～ |
| 平成15年10月～平成16年3月 | 平成29年度～ |
| 平成16年4月～平成17年3月  | 平成30年度～ |
| 平成17年4月～平成18年3月  | 平成31年度～ |

※初度検査年月が1年ずれると重課開始年度も1年ずれます。

※平成15年10月以前に新車新規登録された車両は、自動車検査証に検査月の記載がないため、その年の12月に検査を受けたものとみなされます。

自動車検査証の例

| 自動車検査証         |                     | 平成27年9月1日          | 軽自動車検査協会           |
|----------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 車 種 番 号        | 交付年月日               | 初度検査年月             | 自動車の種類             |
| 制路500あ□□□□     | 平成27年9月1日           | 平成27年9月            | 軽自動車               |
| 車 体 番 号        | 乗 送                 | 用 途                | 車 体 の 形 式          |
| AA200B-7777777 | 乗用                  | 乗用                 | 箱型                 |
| 車 名            | 型式                  | 原動機の種類             | 燃料の種類              |
| △△△△           | ABCDEF G            | YYY                | ガソリン               |
| 車 名 又 は 名 称    | 弟 子 屈 町 役 場         | 車 両 重 量            | 車 両 重 量            |
| 住 所            | 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 | 前 軸 重              | 後 軸 重              |
| 氏 名 又 は 名 称    | 使用者に同じ              | 型 式 指 定 番 号        | 類 別 区 分 番 号        |
| 住 所            | 使用者住所に同じ            | 55555              | 4444               |
| 使用の本拠の位置       | 使用者住所に同じ            |                    |                    |
| 有効期限の満了する日     | 備考                  | 平成32年度燃費基準20%向上達成車 | 平成27年度燃費基準20%向上達成車 |
| 平成30年8月31日     |                     |                    |                    |

重課後の税額

| 区分  |     | 重課後     |
|-----|-----|---------|
| 軽三輪 |     | 4,600円  |
| 軽四輪 | 乗用  | 12,900円 |
|     | 貨物  | 6,000円  |
|     | 営業用 | 8,200円  |
|     | 営業用 | 4,500円  |

①新車新規登録年月

②燃費基準

③区分

左の例では、上の軽課税額表で燃費基準がB、区分が乗用かつ自家用なので、平成28年度の税額は5,400円となります。29年度以降は10,800円、平成41年度から重課が開始され、12,900円の税が課されます。

平成28年度から

軽自動車税が大幅に変わります！

平成28年度から軽自動車税が次のとおり変更となります。

三輪・四輪軽自動車以外の車両は、平成27年度から税額が引き上げとなることを昨年の広報てしかが12月号でお知らせしていましたが、国の税制改正の見直しにより施行時期が1年延期されたため、来年度からの変更になりました。

しっかり読んでね



併せて、三輪・四輪軽自動車は、環境に配慮したグリーン化特例が実施されます。税制改正に基づき全国的に実施されるもので、環境に配慮した車両への税の軽減や新車新規登録から13年以上経過した車両への重課など、税の内容が複雑になります。

軽自動車は皆さんの身近な交通手段として人気が高く、普及台数も年々増えています。改正の内容をしっかりと理解していただくことが大切です。

軽自動車税の税額が変更になります

▶下の車両は次のとおり税額が引き上げられます

表1

| 区分       |      | 現行  | 改正後    |
|----------|------|---|--------|
| 原動機付自転車  | 1種   | ~50cc(ミニカーを除く)                            | 1,000円 |
|          | 2種   | 50~90cc                                   | 1,200円 |
|          | 3種   | 90~125cc                                  | 1,600円 |
|          | ミニカー | 三輪以上で排気量が50cc以下のもの                        | 2,500円 |
| 軽自動車     | 軽二輪  | 125~250cc                                 | 2,400円 |
|          | 雪上車  | スノーモービルなど                                 | 2,400円 |
| 小型特殊自動車  | 農耕用  | 農耕用トラクターや農薬散布車などで乗用装置があり、最高速度が35km/h未満のもの | 1,600円 |
|          | その他  | その他作業用のリフト、ショベルローダーなどで、最高速度が15km/h未満のもの   | 4,700円 |
| 二輪の小型自動車 | 小型二輪 | 250cc~                                    | 4,000円 |

▶三輪・四輪車は平成27年4月1日以後に新車新規登録されたものが税の引き上げ対象です

表2

| 区分  |    | 現行     | 改正後    |
|-----|----|--------|--------|
| 軽三輪 |    | 3,100円 | 3,900円 |
| 軽四輪 | 乗用 | 自家用    | 7,200円 |
|     |    | 営業用    | 5,500円 |
|     | 貨物 | 自家用    | 4,000円 |
|     |    | 営業用    | 3,000円 |

※平成27年3月31日以前に新車新規登録された車両については、税額が据え置きとなります。

グリーン化特例が実施されます

近年、自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物などの有害物質による環境汚染や温暖化が社会問題化しています。そのため、グリーン化特例が実施されます。三輪以上のもので環境性能に優れた車両の普及を図ることで、地球環境保護や地域の環境保全対策とするためです。

▶グリーン化特例の内容(詳しくは左ページをご覧ください)

①排出ガスや燃費性能の優れたものは税が軽減(軽課)されます。

②取得から一定の年数(新車新規登録から13年)が経過した環境負荷が大きい車両は税額が上がります(重課)。

グリーン化特例は今後、さらに平成29年度からの消費増税に合わせた見直し(対象の重点化・軽課の強化)も予定されていますので、内容が分かり次第お知らせします。

問い合わせ先/役場税務課 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)